

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

情報更新日：2025（令和 7 年）4 月 15 日

鈴木工業株式会社

最終更新日

1）住所（法人の場合は事務所・事業場の所在地）

〒984-0002 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目 3 番 2 8 号 TEL022-288-9201

（平成 25 年 12 月 26 日）

2）代表者氏名（法人の場合）

鈴木伸彌（平成 26 年 3 月 8 日就任）

（令和 7 年 4 月 15 日現在）

（令和 7 年 4 月 15 日）

3）役員等の氏名、就任年月日（法人の場合）

代表取締役 鈴木伸彌 （平成 26 年 3 月 8 日就任）

取締役 鈴木 昇 （昭和 58 年 5 月 27 日就任）

取締役 片桐 章 （平成 26 年 5 月 23 日就任）

取締役 庄司利弘 （平成 23 年 4 月 1 日就任）

取締役 佐藤正弘 （平成 26 年 5 月 23 日就任）

監査役 菅野芳人 （平成 20 年 5 月 30 日就任）

監査役 鈴木恵子 （平成 18 年 5 月 26 日就任）

（令和 7 年 4 月 15 日現在）

（令和 7 年 4 月 15 日）

4）設立年月日（法人の場合）

昭和 41 年 7 月 15 日

（平成 24 年 1 月 16 日）

5）資本金・出資金の額（法人の場合）

6,000 万円

（平成 24 年 1 月 16 日）

6）事業の内容

事業の沿革

・ 名称の変更はなし

・ 資本金

昭和 41 年 7 月 100 万円

昭和 47 年 12 月 200 万円

昭和 59 年 4 月 435.5 万円

昭和 60 年 5 月 1,063.5 万円

平成 6 年 3 月 5,000 万円

平成 14 年 7 月 6,000 万円

・事業の内容の沿革

昭和 41 年 7 月 下水全般の清掃業務を目的に鈴木工業を設立

昭和 47 年 12 月 無機性汚泥の中間処理施設（天日乾燥方式）を設置

昭和 49 年 5 月 仙台市産業廃棄物処分業許可取得

昭和 52 年 10 月 有機性汚泥の脱水処理方式の中間処理施設を建設し操業

昭和 58 年 12 月 無機性汚泥の脱水処理方式の中間処理施設を建設し操業

昭和 62 年 7 月 福島県産業廃棄物収集運搬業許可取得

昭和 62 年 7 月 いわき市産業廃棄物収集運搬業許可取得

昭和 63 年 10 月 宮城県産業廃棄物収集運搬業許可取得

昭和 63 年 10 月 仙台市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 2 年 11 月 焼却施設を導入した総合的な産業廃棄物処理センターが竣工し操業を開始

平成 3 年 2 月 東京都産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 3 年 3 月 埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 3 年 3 月 さいたま市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 3 年 3 月 群馬県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 3 年 4 月 神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 3 年 4 月 栃木県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 3 年 4 月 宇都宮市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 3 年 5 月 横浜市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 4 年 9 月 山形県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 4 年 11 月 岩手県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 4 年 11 月 盛岡市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 6 月 仙台市特別管理産業廃棄物処分業許可取得

平成 5 年 7 月 宮城県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 7 月 岩手県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 7 月 神奈川県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 7 月 盛岡市産特別管理業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 8 月 栃木県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 8 月 宇都宮市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 11 月 仙台市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 12 月 福島県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 12 月 郡山市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 5 年 12 月 いわき市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 6 年 3 月 群馬県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 6 年 10 月 埼玉県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 6 年 10 月 さいたま市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 6 年 10 月 川越市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 10 年 6 月 山形県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 10 年 7 月 郡山市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 12 年 6 月 ISO14001 認証取得

平成 14 年 3 月 廃酸、廃アルカリの中和処理施設が竣工し操業開始

平成 14 年 11 月 焼却施設、汚泥処理施設、破碎処理施設などを導入した中間処理施設「エコミュージアム 21」

が竣工し操業開始

平成 18 年 11 月 リサイクル施設「再生館」が竣工し操業開始

平成 20 年 9 月 茨城県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 21 年 7 月 秋田県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 21 年 7 月 秋田県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 21 年 8 月 秋田市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 21 年 8 月 秋田市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 22 年 7 月 相模原市産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 22 年 7 月 相模原市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 22 年 8 月 横浜市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 24 年 1 月 青森県産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 24 年 1 月 青森県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取得

平成 24 年 9 月 宮城県産業廃棄物処分業許可取得

平成 24 年 9 月 宮城県特別管理産業廃棄物処分業許可取得

平成 25 年 3 月 山形県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合確認

平成 25 年 6 月 仙台市特別管理産業廃棄物処分業許可優良事業適合認定

平成 25 年 7 月 仙台市産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合確認

平成 25 年 7 月 宮城県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合確認

平成 25 年 7 月 仙台市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 25 年 7 月 宮城県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 25 年 7 月 岩手県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 25 年 7 月 福島県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 25 年 7 月 福島県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合確認

平成 25 年 7 月 神奈川県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 25 年 8 月 栃木県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 25 年 9 月 茨城県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 26 年 3 月 群馬県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合確認

平成 26 年 3 月 群馬県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 26 年 4 月 岩手県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 26 年 6 月 山形県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 26 年 7 月 秋田県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 26 年 7 月 秋田県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 26 年 12 月 埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合確認

平成 26 年 12 月 埼玉県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 27 年 6 月 山形県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 27 年 12 月 仙台市産業廃棄物処分業許可優良事業適合認定

平成 27 年 12 月 福島県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 28 年 2 月 東京都産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 28 年 4 月 神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 28 年 4 月 栃木県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 29 年 1 月 青森県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 29 年 1 月 青森県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定

平成 29 年 9 月 仙台市産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定
平成 29 年 9 月 宮城県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定
平成 29 年 9 月 宮城県産業廃棄物処分業許可優良事業適合認定
平成 29 年 9 月 宮城県特別管理産業廃棄物処分業許可優良事業適合認定
平成 29 年 11 月 仙台市産業廃棄物処理施設設置許可取得（脱水）
平成 29 年 12 月 仙台市産業廃棄物処理施設設置許可の一部廃止（脱水）
平成 30 年 3 月 群馬県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定
平成 30 年 4 月 埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可優良事業適合認定
令和元年 12 月 仙台市産業廃棄物処分業許可（発酵施設の廃止）
令和 6 年 5 月 仙台市産業廃棄物処分業許可（中和施設設置、4 施設
（中和、分解・精製、破碎・圧縮固化、破碎・乾燥）の廃止）
令和 6 年 5 月 仙台市特別管理産業廃棄物処分業許可（中和施設設置、廃止）
令和 6 年 6 月 仙台市産業廃棄物収集運搬業許可積替え保管施設の追加
令和 6 年 6 月 仙台市特別管理産業廃棄物収集運搬業許可積替え保管施設の追加
令和 7 年 3 月 焼却施設を導入した中間処理施設「エコミュージアム 21 アネックス」が竣工し操業開始

（令和 7 年 3 月 5 日）

7) 事業の概要

■ 事業の全体計画 ■

現在当社では、仙台市宮城野区に中間処理場として、焼却施設、脱水施設、天日乾燥施設 破碎施設、中和施設の許可を取得し、営業を行っております。ISO9001、ISO14001 認証取得により受注から作業までの品質の向上、環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。技術資格者も多く在職し、確かな技術と安心をご提供いたします。また、法令遵守し産業廃棄物を確実に適正な処理を行うとともに、リサイクルの推進と地球環境の保全に努めてまいります。

収集運搬業務は、排出事業者の依頼を受け、廃棄物を指定された中間処理施設やリサイクル施設、最終処分場等に搬入します。中間処理施設では、搬入された産業廃棄物の焼却、脱水、破碎、天日乾燥、中和の処分業務を行い、廃棄物の減容化・減量化、さらに再資源化による活用、環境負荷低減に努めます。

収集運搬及び処分業務に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び各種環境関連法に則り、事業を展開します。

■産業廃棄物収集運搬

- ・宮城県
- ・仙台市
- ・岩手県
- ・秋田県
- ・福島県
- ・山形県
- ・青森県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県

- ・埼玉県
- ・東京都
- ・神奈川県

■特別管理産業廃棄物収集運搬

- ・宮城県
- ・仙台市
- ・岩手県
- ・秋田県
- ・福島県
- ・山形県
- ・青森県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・神奈川県

■一般廃棄物収集運搬

- ・仙台市（汚泥、し尿（仮設便所に限る））
- ・名取市（浄化槽汚泥）
- ・亘理町（浄化槽汚泥）
- ・大郷町（事業系可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源ゴミ）
- ・大和町（町が定める一般廃棄物）
- ・大衡村（町が認めたもの）

■産業廃棄物処分業（仙台市）

- ・範囲
- ・区分

中間処理（脱水、天日乾燥、焼却、中和、破碎）

- ・種類

焼却－汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、燃え殻、金属くず、コンクリートくず、陶磁器くず、動物のふん尿、動物系固形不要物、鉍さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く）

脱水－汚泥（有機、無機）（有機汚泥について水銀含有ばいじん等を含み、無機汚泥について水銀含有ばいじん等を除く）

天日乾燥－汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）

中和－廃酸、廃アルカリ（以上、水銀含有ばいじん等を除く）

破碎－廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く）

（以上のうち石綿含有産業廃棄物を除き、自動車等破碎物を含む）

■特別管理産業廃棄物処分業（仙台市）

- ・ 範囲
- ・ 区分

中間処理（焼却、中和）

- ・ 種類

焼却－廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、汚泥、燃え殻、ばいじん

中和－廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）

－廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）

■一般廃棄物処分業（仙台市）

- ・ 範囲
- ・ 区分

中間処理（脱水、焼却）

- ・ 種類

脱水－汚泥（有機汚泥に限る。）

焼却－汚泥（脱水汚泥に限る。）

- ・ 施設
- ・ 種類

焼却施設

脱水施設

天日乾燥施設

中和施設

破碎施設

- ・ 施設名及び場所

○エコミュージアム 2 1

新住所：仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

（平成 26 年 11 月 1 日より 仙塩広域都市計画事業 仙台港背後地土地区画整理事業の換地処分に伴う住居表示の変更が実施されたため住居表示が変更となった。）

旧住所：仙台市宮城野区中野字沼向 138-1

○エコミュージアム 2 1 アネックス

住所：仙台市宮城野区仙台港北 2-13-8

■産業廃棄物処分業（宮城県）

- ・ 範囲
- ・ 区分

中間処分（造粒固化、混練）－（移動式）

- ・ 種類

造粒固化－汚泥

混練－汚泥、廃プラスチック類、金属くず、鉋さい、ばいじん

■特別管理産業廃棄物処分業（宮城県）

- ・範囲
- ・区分

中間処分（混練）－（移動式）

- ・種類

混練－鉋さい、ばいじん

- ・施設
- ・種類

造粒固化（移動式）

混練（移動式）

- ・施設名及び場所

○エコミュージアム21

新住所：仙台市宮城野区仙台港北2-14-3

（平成26年11月1日より 仙塩広域都市計画事業 仙台港背後地土地区画整理事業の換地処分に伴う住居表示の変更が実施されたため住居表示が変更となった。）

旧住所：仙台市宮城野区中野字沼向138-1

■ 産業廃棄物の収集運搬・処分計画 ■

<全社収集運搬計画（目標取扱量）>

1. 産業廃棄物（品目 t/年）

燃えがら 50

汚泥 18,600

廃油 200

廃酸 200

廃アルカリ 80

廃プラスチック類 500

紙くず 10

木くず 150

繊維くず 5

動植物性残さ 200

ゴムくず 5

金属くず 170

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 100

鉋さい 150

がれき類 100

ばいじん 10

動物系固形不要物 100

水銀使用製品産業廃棄物 5

（上記には石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等を含む）

小 計 20,635

2. 特別管理産業廃棄物（品目 t /年）

燃えがら（有害） 10
汚泥（有害） 50
引火性廃油 100
廃油（有害） 10
強酸 10
廃酸（有害） 5
強アルカリ 10
廃アルカリ（有害） 5
鉍さい（有害） 30
ばいじん（有害） 5
感染性廃棄物 500
廃石綿等 5

小 計 740

合 計 21,375

<全社処分計画（目標取扱量）>

1. 鈴木工業（株）エコミュージアム 21 受入予定数量（廃棄物種類
t /年）

（焼却）

燃えがら 55
汚泥 1,600
廃油 600
廃酸 400
廃アルカリ 100
廃プラスチック類 800
紙くず 10
木くず 120
繊維くず 5
動植物性残さ 400
ゴムくず 5
金属くず 250
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 70
動物のふん尿 5
動物系固形不要物 60
燃えがら（有害） 10
汚泥（有害） 20
引火性廃油 150
強酸 10
強アルカリ 10
感染性産業廃棄物 660

合 計 5,340

(脱水) 2 施設 0

汚泥 (無機性汚泥) 6,000

汚泥 (有機性汚泥) 5,000

合 計 11,000

(破碎)

廃プラスチック類 250

木くず 50

繊維くず 5

ゴムくず 5

金属くず 5

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 100

合 計 415

(天日乾燥)

汚泥 200

合 計 200

(中和)

廃酸 15

廃アルカリ 15

強酸 10

強アルカリ 10

合 計 50

■ 具体的な計画 ■

■ 産業廃棄物の収集運搬業における事業概要

<運搬業務>

1. 排出事業者と文書による収集運搬に関する契約を締結したうえで、排出事業者が処分の委託契約をした処分先まで産業廃棄物を収集運搬します。廃棄物の処理状況については、マニフェスト伝票又は電子マニフェストを使用して確認します。
2. 産業廃棄物登録車両を使用し、廃棄物の種類ごとに適切な車両で運搬します。
3. 産業廃棄物の積み替え保管施設を経由し、効率的に運搬します。

<産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の運用 >

1. 運転手は、排出事業者から産業廃棄物の引渡しを受ける際には、交付されたマニフェストの記載事項と照合、確認のうえ、マニフェストに必要事項を記載し、A票を排出事業者に戻付します。
2. 処分業者に産業廃棄物を引き渡す際には、運搬終了年月日を記載の上、B 1、B 2、C 1、C 2、D、E票を引渡し、処分担当者欄に処分担当者の署名及び社名の記載を受けた後に B 1 票の回付を受けます。なお、処分業者による処分終了後に C 2 票の返送を受けます。

<運搬施設>

登録車両による。※「運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況（画像添付）」参照。

<産業廃棄物収集運搬業務を行う時間、休業日>

原則として、月曜日から土曜日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間で 1 時間を休憩時間とし、休業日は日曜日及び祝祭日とします。

■ 産業廃棄物の処分業における事業概要

<処分（中間処理）業務>

1. 搬入された産業廃棄物の焼却、脱水、破碎、天日乾燥、中和の処分業務を行い、廃棄物の減容化・減量化、さらに再資源化による活用、環境負荷低減に努めます。

2. 残渣物の処分においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則り適正に処分するよう定期的な処分先の確認と監査を行います。

※「処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要（画像添付）」参照。

<産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用>

1. 処分施設に産業廃棄物を搬入する際には、運転手の持参したマニフェスト B 1、B 2、C 1、C 2、D、E 票を受領したら、マニフェストに必要事項を記載し、B 1 票を運転手に B2 票を排出事業者へ返付します。

2. 処分が終了した際には処分終了年月日を記載の上、C 2 票を運搬受託者へ、D 票を排出事業者へ回付します。

3. 中間処理残渣（燃えがら、ばいじん等）がある場合は E 票を保管し、（残渣の発生が無い場合は D、E 票を併せて排出事業者へ回付）中間処理残渣物の最終処分が完了したことを、発行の二次マニフェストの E 票の返却により確認した際には、保管していた E 票を排出事業者へ返送します。

<産業廃棄物処分業務を行う時間、休業日>

（エコミュージアム 21）（エコミュージアム 21 アネックス）

原則として、月曜日から土曜日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間を受入れ時間とします。受入業務は午後 12 時から午後 1 時までの 1 時間を休憩時間とし、休業日は原則日曜日とします。（焼却施設は 24 時間稼働しております）

■ 環境保全措置の概要 ■

<運搬業務>

1. 液状、泥状物は流出対策として密閉容器（ドラム缶、ケミカルドラム等）に入れ、車両積載時にはシートをかけます。

2. 固形物は、飛散対策として金属製コンテナ等に入れ、車両積載時にはシートをかけます。

3. 車輛の事前点検を行い、過積載にならない様に充分注意しています。

4. 廃石綿等は廃石綿専用袋を用い二重梱包した状態でダンプ等により収集し、必要に応じてフレコンパックを用いて運搬する。更に流出防止のためダンプ等に固定しシート等を掛ける。

5. 積替保管施設は土壤汚染、地下浸透を防止するため、全面コンクリート製にしています。

6. また、屋内保管構造により廃棄物の飛散を防止、部外者による悪戯を防止するため場内にセキュリティチェック（防犯カメラ）を有しています。

<処分（中間処理）業務 >

- 1. 飛散・流出 ： 処理能力及び保管能力を超える廃棄物は受入れません。設置した全施設は、周辺環境を損なわないよう廃棄物の飛散・流出をふせぐために投入部分については建屋内に格納しています。部外者による悪戯を防止するため場内にセキュリティチェック（防犯カメラ）を有しています。
- 2. 騒音 ： 建屋内へ格納している他、防音壁、防音カバーを設置し、音の低減対策を施しているため、規制値以下です。
- 3. 振動 ： 路面をアスファルトやコンクリートで被覆し、主要機器を杭打基礎上に設置、振動の伝播波及を防止します。
- 4. 悪臭 ： 悪臭防止法には該当しませんが、消臭対策としてミスト設備を導入稼働している他、有機性汚泥脱水施設の臭気は既設の焼却施設に配管を接続し、押込みファンを利用し焼却炉へ送風しています。
- 5. 粉塵 ： 法規制には該当しませんが、粉塵対策としてミスト設備を導入稼働しており、作業環境の改善に努めております。
- 6. 排ガス・排水 ： 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備を設けています。脱水処理施設から発生する排水は、施設内にある分析施設にて基準値内であることを確認してから公共下水道に放流します。
- 7. 流出防止 ： 油等の流出を防ぐために、工場敷地内に油水分離槽を設置しています。

■ その他 ■

(令和 7 年 3 月 5 日)

8) 業許可証の写し（画像添付）

別紙参照

(令和 7 年 4 月 15 日)

9) 運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況（文字表記）

車体の形状	積載可能寸法 (全長×幅×高さ(mm))	最大積載量 (kg)
(令和 7 年 4 月 15 日現在)		

車体の形状	積載可能寸法 (全長×幅×高さ(mm))	最大積載量 (kg)
-------	-------------------------	------------

1	清掃車	9740×2500×3300	7, 920
2	〃	9350×2490×3340	9, 070
3	〃	9350×2490×3340	9, 070
4	〃	9300×2490×3400	9, 600
5	〃	6190×2190×2620	2, 260
6	〃	5420×1890×2100	2, 300
7	〃	6380×2300×2570	2, 000
8	〃	6220×2200×2700	2, 350

9	〃	5440×1890×2190	2, 300
10	糞尿車	5900×2200×2460	3, 450
11	〃	9240×2490×2920	10, 600
12	ダンプ	7800×2490×3100	9, 000
13	〃	9180×2490×3100	9, 700
14	脱着装置付き コンテナ専用車	6150×2190×2410	3, 800
15	〃	5880×2190×2700	3, 850
16	キャブオーバ	8470×2240×2930	2, 900
17	〃	6200×2210×2210	3, 000
18	〃	4670×1690×1970	2, 000
19	バン	11960×2490×3790	13, 700
20	〃	3390×1470×1890	350
21	〃	4690×1690×1980	1, 000
22	塵芥車	6390×2200×2700	2, 050
23	バン	4900×1890×2850	3, 000
24	ダンプ	9220×2490×3090	10, 000
25	〃	9180×2490×3100	9, 700
26	〃	9070×2490×3200	10, 100
27	塵芥車	5210×1850×2290	2, 000
28	キャブオーバ	4690×1690×1960	2, 000
29	〃	4670×1690×1970	2, 000
30	バン	4690×1690×1980	1, 000
31	糞尿車	5510×2080×2310	3, 700
32	〃	5470×2070×2350	3, 700
33	冷蔵冷凍車	5140×1930×2800	2, 000
34	ダンプ	9000×2490×3100	10, 100
35	脱着装置付き コンテナ専用車	5940×2200×2470	3, 650

(令和7年4月15日)

10) 運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況(画像添付)

別紙参照

(令和7年4月15日)

11) 積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量(文字表記)

【積替え保管施設1】

○宮城県仙台市(平成25年7月1日 許可権者の変更: 積替え保管施設について宮城県多賀城市との境界変更に伴う許可事務移管によるもの)(宮城県多賀城市から仙台市へ変更)

(平成26年11月1日より 仙塩広域都市計画事業 仙台港背後地土地区画整理事業の換地処分に伴う住居表示の変更が実施されたため住居表示が変更となった)

産業廃棄物

(1)施設の所在地

旧住所：宮城県仙台市宮城野区宮内 1-321-2

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

(2)施設の面積及び保管面積

施設の面積：5,105 平方メートル

うち保管面積：63 平方メートル

(3)積替え及び保管を行う産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類

（以上、自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

(4)積替えのための保管上限

汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず各 22.5 立方メートル

廃油、廃プラスチック類各 11.3 立方メートル

廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ各 15.0 立方メートル

金属くず 7.5 立方メートル、がれき類、鋳さい各 5.0 立方メートル

（以上許可証より抜粋）

(5)環境保全対策

積替え実施による臭気、粉じん等の恐れのある廃棄物は密閉容器に入れて搬入するため、悪臭及び粉じんの飛散の心配はない。周辺への廃棄物の飛散防止対策として、施設は床面を含めコンクリート塀と屋根で覆っている。（屋外に設置）

特別管理産業廃棄物

(1)施設の所在地

旧住所：宮城県仙台市宮城野区宮内 1-321-2

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

(2)施設の面積及び保管面積

施設の面積：5,105 平方メートル

うち保管面積：21 平方メートル

(3)積替え及び保管を行う産業廃棄物

汚泥、廃酸、廃アルカリ

(4)積替えのための保管上限

汚泥、廃アルカリ各 9.0 立方メートル、廃酸 18.0 立方メートル

（以上許可証より抜粋）

(5)環境保全対策

積替え実施による臭気、粉じん等の恐れのある廃棄物は密閉容器に入れて搬入するため、悪臭及び粉じんの飛散の心配はない。周辺への廃棄物の飛散防止対策として、施設は床面を含めコンクリート塀と屋根で覆っている。(屋外に設置)

【積替え保管施設2】

○宮城県仙台市若林区卸町東 4-4-25

産業廃棄物

(1)施設の所在地

宮城県仙台市若林区卸町東 4-4-25

(2)施設の面積及び保管面積

施設面積：1,492.23m²、うち保管面積 24.75m²

(3)積替え及び保管を行う産業廃棄物

種 類：非感染性産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）

(4)積替えのための保管上限

保管上限：54.30m³

積み上げることができる高さ：2.5m

(5)環境保全対策

積替え実施による臭気、粉じん等の恐れのある廃棄物は密閉容器に入れて搬入するため、悪臭及び粉じんの飛散の心配はない。周辺への廃棄物の飛散防止対策として、施設は床面を含めコンクリート塀と屋根で覆っている。(屋内設置)

特別管理産業廃棄物

(1)施設の所在地

宮城県仙台市若林区卸町東 4-4-25

(2)施設の面積及び保管面積

施設面積：1,492.23m²、うち保管面積 26.55m²

(3)積替え及び保管を行う産業廃棄物

感染性産業廃棄物

(4)積替えのための保管上限

保管上限：96.80m³

積み上げることができる高さ：4.0m

(5)環境保全対策

積替え実施による臭気、粉じん等の恐れのある廃棄物は密閉容器に入れて搬入するため、悪臭及び粉じんの飛散の心配はない。周辺への廃棄物の飛散防止対策として、施設は床面を含めコンクリート塀と屋根で覆っている。(屋内に設置)

(令和 6 年 7 月 30 日)

12) 積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量（画像添付）

別紙参照

(令和 6 年 9 月 9 日)

13) 直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量(文字表記)

下記画像添付参照

(平成 24 年 1 月 16 日)

14) 直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量(画像添付)

別紙参照

(令和 6 年 11 月 27 日)

15) 処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要（文字表記）

■産業廃棄物

許可番号

施設住所

处理方式

設置年月日

处理能力

05420000284

旧住所：宮城県仙台市宮城野区中野字沼向 138-1

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

脱水 平成 14 年 12 月 25 日

60m³/日 (有機汚泥)

(水銀含有ばいじん等を含む。)

05420000284

住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

脱水 平成 29 年 12 月 1 日

64m³/日（無機汚泥）

(水銀含有ばいじん等を除く。)

05420000284

旧住所：宮城県仙台市宮城野区中野字沼向 138-1

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

焼却 平成 14 年 11 月 20 日

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ 13.6t/日、
廃油 12.9t/日、
廃プラ 7.46t/日、
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 19.6t/日、
動植物性残さ、家畜のふん尿、動物系固形不要物 17.4t/日、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 2.4t/日

05420000284

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-13-8

焼却 令和 7 年 2 月 10 日

燃え殻 8.0376 t /日
汚泥 9.2112 t /日
廃油 17.6760t/日
廃酸 17.4528 t /日
廃アルカリ t17.4528/日
廃プラ 10.8768t/日
紙くず 33.3336 t /日
木くず 30.0480 t /日
繊維くず 25.3560 t /日
動植物性残さ 10.3968t/日
動物系固形不要物 10.3968 t /日
ゴムくず 20.2968t/日
金属くず 7.7592t/日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 7.8456t/日
鋳さい 8.7384t/日
動物のふん尿 13.3776 t /日
ばいじん 9.6120 t /日

05420000284

旧住所：宮城県仙台市宮城野区中野字沼向 138-1

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

破碎 平成 23 年 5 月 25 日

廃プラ 23.2t/日、
木くず 13.1t/日、
繊維くず 10.6t/日、

ゴムくず 17.8t/日、
金属くず 21.7t/日、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 22.6t/日

05420000284

旧住所：宮城県仙台市宮城野区中野字沼向 138-1

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

天日乾燥 平成 14 年 12 月 25 日

44m3/日

05420000284

宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

中和 令和 6 年 4 月 15 日

廃酸・廃アルカリ 0.64m3/日

0420000284

仙台市を除く宮城県内一円（排出現場内に限る。）

造粒固化（移動式） 平成 24 年 09 月 20 日

混練（移動式）

造粒固化

汚泥 320m3/日

混練

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、鉍さい、ばいじん 320m3/日

■特別管理産業廃棄物

許可番号

施設住所

処理方式 設置年月日

処理能力

05470000284

旧住所：宮城県仙台市宮城野区中野字沼向 138-1

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

焼却 平成 14 年 11 月 20 日

処理能力：燃え殻 0.54t/日、汚泥 0.54t/日、廃油 12.9t/日、廃酸・廃アルカリ 13.6t/日、感染性産業廃棄物 10.3t/日

05470000284

新住所：宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-13-8

焼却 令和 7 年 2 月 10 日

処理能力

燃え殻 8.0376t/日

汚泥 9.2112t/日

廃油 17.6760t/日

廃酸 17.4528t/日

廃アルカリ 17.4528t/日

ばいじん 9.6120t/日

感染性産業廃棄物 19.2312t/日

05470000284

宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3

中和 令和 6 年 04 月 15 日

処理能力：廃酸、廃アルカリ 0.64m3/日

0470000284

仙台市を除く宮城県内一円（排出現場内に限る。）

混練（移動式） 平成 24 年 09 月 20 日

鉋さい、ばいじん 320m3/日

（令和 7 年 3 月 5 日）

1 6）処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要（画像添付）

別紙参照

（令和 7 年 3 月 5 日）

1 7）処理施設の設置許可証の写し

別紙参照

（令和 7 年 3 月 5 日）

1 8）事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図

別紙参照

（令和 7 年 3 月 5 日）

1 9）産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程（文字表記）

下記画像添付参照

（平成 24 年 1 月 16 日）

2 0) 産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程 (画像添付)

別紙参照

(令和 6 年 11 月 27 日)

2 1) 二次委託先の個社名の公表開示の可否

開示可

(令和 2 年 6 月 1 日)

2 2) 二次委託先の個社名の公表開示の状況

未開示

(令和 2 年 6 月 1 日)

2 3) 直前 3 年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量 (文字表記)

下記画像添付参照

(平成 24 年 1 月 16 日)

2 4) 直前 3 年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量 (画像添付)

別紙参照

(令和 6 年 11 月 27 日)

2 5) 直前 3 年間の処理施設の維持管理の状況 (文字表記)

■焼却施設

・ ばいじん除去の実施状況

冷却設備 (月 1~2 回実施)

実施日

【エコミュージアム 21】

令和 4 年度

4/9、4/10、4/29、4/30、5/19、5/20、6/9、6/10、6/30、7/1、7/21、7/22、8/18、8/19、9/8、9/9、10/6、10/7、10/27、10/28、11/17、11/18、12/8、12/9、1/1~1/12 (ロータリーキルン炉の修繕作業)、2/2、2/3、2/22、2/23、3/24、3/25

令和 5 年度

4/13、4/14、5/4、5/5、5/6、5/25、5/26、6/15、6/16、7/6、7/7、7/27、7/28、8/18、8/19、9/7、9/8、9/28、9/29、10/19、10/20、11/9、11/10、11/30、12/1、12/21、12/22、1/4、1/5、1/26、1/27、2/15、2/16、3/7、3/8

令和 6 年度

4/4、4/5、5/2、5/3、5/4、5/5、5/23、5/24、6/13、6/14、7/12、7/13、7/26、7/27、8/16、8/17、9/6、9/7、9/21、6/22、9/23、10/11、10/12、11/1、11/2、11/22、11/23、12/13、12/14、12/31、1/2、1/3、1/24、1/25、2/15、2/16、2/28、3/1、3/21、3/22

排ガス処理設備 (毎日実施)

除去したばいじんについては最終処分場にて埋立処理。

及び、中間処理場にて処理。

・排ガスの分析について
年1回以上検査機関にて測定。

■脱水施設（有機、無機）

・放流水測定
月1回検査機関にて測定。
自社分析室にて放流毎に（毎日）自主検査確認後、放流。

（令和7年4月15日）

26）直前3年間の処理施設の維持管理の状況（画像添付）

別紙参照

（令和7年4月15日）

27）直前3年間の熱回収量等

別紙参照

（令和7年4月15日）

28）前年財務諸表

別紙参照

（令和6年6月10日）

29）前々年財務諸表

別紙参照

（令和6年6月10日）

30）前々々年財務諸表

別紙参照

（令和6年6月10日）

31）料金の提示方法

現物確認後、料金表提示（見積無料）お問い合わせ先 022-288-9201

（平成25年7月16日）

32）料金表、料金算定式（文字表記）

現物確認後、料金表提示（見積無料）

お問い合わせ先 022-288-9201

ホームページ <https://www.suzukitec.co.jp/>

（令和5年4月4日）

33）料金表、料金算定式（画像添付）

未入力

（更新なし）

34）社内組織図

別紙参照

（令和7年4月15日）

35）人員配置

人員配置

(令和 7 年 4 月 15 日現在)

職務分掌の概要

■総務部

経理業務。

周辺地域・社外団体対応。

■経営戦略部

全許認可関連の管理。

社内システム関係業務。

■営業部

営業活動に伴う事務処理。

■業務部

廃棄物収集運搬業務。

現場活動に伴う事務処理。

車輛管理業務。

貯水槽・排水管・水路・除害施設等の清掃業務。

積替え保管ヤードの管理・運用。

■環境リサイクル部

廃棄物の前処理、焼却、中和、脱水、破碎、天日乾燥処理に関する業務。

廃棄物処理施設等の運転と維持管理。

自社廃棄物（燃え殻、脱水汚泥）の搬出に関する業務。

搬入、運搬物計量業務。

廃棄物に関する書類全般の管理（マニフェスト、契約書等）

分析業務。

積替え保管ヤードの管理・運用。

(令和 7 年 4 月 15 日)

3 6) 事業場の公開の有無、頻度

事業場の公開有り（随時受付）お問い合わせ先 022-288-9201

(平成 24 年 1 月 16 日)

3 7) その他特記事項

当社は、昭和 41 年 7 月に創業してから、仙台市宮城野区仙台港北 2 丁目に産業廃棄物中間処理施設（焼却・脱水・破碎・天日乾燥・中和）を設置し、産業廃棄物の中間処理及び収集運搬業を営んでおります。

各排出事業者からの産業廃棄物を収集運搬し中間処理いたします。脱水後の汚泥を路盤材として、焼却炉からの廃熱を利用する等リサイクルを積極的に推進しております。

併せて建築物の貯水槽清掃、排水管高圧洗浄、除害施設清掃、汚水槽・雑排水槽清掃などの事業を通じ、
「次代を見つめる環境のエキスパート」として多角的に事業展開を進めております。

令和6年5月8日)

38) 自社ホームページ URL

<https://www.suzukitec.co.jp/>

(令和5年4月4日)